

いるか。

- ・課題に対して積極的に考えたり話し合ったりして、意欲的に学習に取り組むことができたか。

(思考・判断)

- ・いろいろな条件を勘案しながら、適切に考察することができたか。

- I ・対立する2つの立場のそれぞれに立って考え、どちらの方がより適切であるか、根拠を示して正しく判断することができたか。

(技能・表現)

- ・事例の文章から問題点や条件などを適切に読み取ることができたか。

- ・考察した結果をワークシートに適切にまとめ、グループ内及びクラス全体の中で分かりやすく発表することができたか

(知識・理解)

- ・社会生活を送る上で、立場の違いにより他人との間でいろいろなトラブルが発生しうることを理解できたか。

7 ワークシートの記入結果

(省略)

8 実践のまとめ

(省略)

9 参考資料

この教材作成後に、群馬弁護士会法教育委員会の弁護士に見ていただいた。そこで紹介された騒音基準についての資料を次に記す。(http://env.go.jp/kijun/oto1-1.html より)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までとし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される